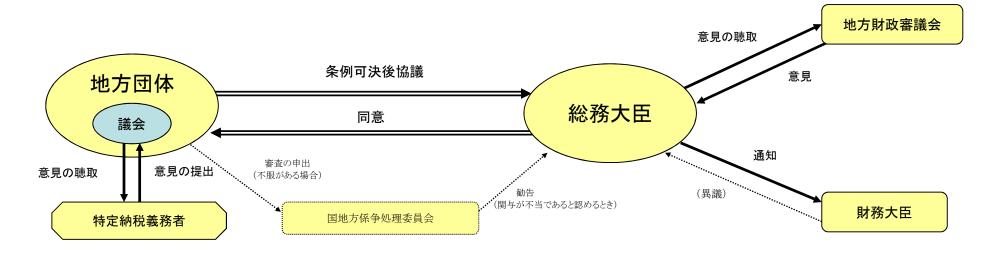
## 法定外税について

地方団体は、地方税法に定める税目(法定税)以外に、条例により税目を新設することができ、 これを「法定外税」という。

地方団体は、法定外税の新設又は変更をしようとする場合は、あらかじめ、総務大臣に協議し、 その同意を得なければならない。

総務大臣は、地方団体から協議を受けた場合、地方財政審議会の意見を聴取するとともに 財務大臣に通知しなければならない。



## 総務大臣同意基準

次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。 (地方税法第261条、第671条、第733条)

- ① 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと